

## 令和2年度第2回府中市障害者計画推進協議会 会議録

■日 時：令和2年7月27日（月）午前10時～12時

■場 所：府中市役所北庁舎3階 第5・6会議室

■出席者：（敬称略）

＜委員＞

曾根直樹、真鍋美一、藤原里美、鈴木卓郎、吉井康之、野村忠良、栗山恵久子、古寺久仁子、村山孝、河井文、桑田利重、林比典子、渡邊信子

＜事務局＞

福祉保健部長、障害者福祉課長、障害福祉課長補佐、障害者福祉課係長、障害者福祉課主査（2名）、地域福祉推進課長、地域福祉推進課長補佐、障害者福祉課事務職員（3名）、株式会社生活構造研究所研究員（2名）

■傍聴者：なし

■議事：

- 1 前回の会議録について 【資料1】
- 2 次期府中市障害者計画の課題と方向 【資料2-1および2-2】
- 3 府中市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の基本的考え方（修正案） 【資料3-1および3-2】
- 4 府中市障害者計画の重点施策（案） 【資料4】
- 5 府中市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）計画の体系（案） 【資料5】
- 6 その他 【参考資料1】

■資 料：

【事前配付資料】

- 資料1 前回国会議録（案）
- 資料2-1 次期府中市障害者計画の課題と方向
- 資料2-2 府中市障害者計画、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）策定に向けた課題（修正案）
- 資料3-1 府中市障害者計画、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の基本的考え方（修正案）
- 資料3-2 府中市障害者計画、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の基本的考え方（案）
- 資料4 府中市障害者計画の重点施策（案）
- 資料5 府中市障害者計画、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）計画の体系案

【当日配布資料】

席次表

参考資料 1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

## 議事

### ■事務局

皆様、おはようございます。まだ三輪委員がお見えではないですが、こちらにお向かいだと思いますので、先に始めさせていただきます。新型コロナウイルス感染予防のため、本協議会におきましても、引き続き出席者同士の間隔、室内の換気、室内消毒を施し開催させていただいております。委員の皆様におかれましても、事前の体調確認及び会場でのマスク着用にご協力いただきお礼申しあげます。

本日委員18名中、13名にご出席いただいております、本協議会の定足数を満たしておりますので、ただいまより、令和2年度第2回府中市障害者計画推進協議会を開会いたします。

#### (※ 資料の確認)

続きまして、本日の会議ご欠席の委員についてご連絡いたします。本日のご欠席の委員は、岡本委員、荻野委員、高橋委員、塚本委員より事前にご連絡を受けております。

本日の会議の進行については、次第に記載の通り、次期計画の策定のための課題や方向、基本的な考え方についての協議を主な議題としております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは議事に入りますが、傍聴希望の方はおりませんので、会議の進行は会長にお願いしたいと思います。それでは会長よろしくお願ひします。

#### 1 前回の会議録について

### ■会長

昨日で津久井やまゆり園の事件から4年が経ちまして、追悼集会などが開かれたと思います。その時期と符合するかのようにALSの方の囑託殺人事件が起きました。障害福祉をめぐる問題の底流に何が流れているかを、意識せざるを得ない状況だと感じております。

そういったことを改善していく時に拠り所となるのが、これから皆さんと策定していく障害者計画、あるいは障害福祉計画ということになると思います。ぜひ活発なご議論をいただきまして、これからも人との絆をつくれるような、計画とさせていただけたらと思いますので、どうぞご協力よろしくお願ひいたします。

本日は障害者計画の体系案までとなっており、皆様のご同意がいただけるようでしたら、計画としてまとめていけたらと思っております。そういうことを、頭に置きながらご協議いただけたらと思います。では、早速ですが「議事1 前回の議事録」について、事務局よりご説明お願ひいたします。

## ■事務局

前回の議事録についてご説明させていただきます。「資料1 令和2年度第1回府中市障害者計画推進協議会会議録(案)」をご覧ください。前回協議会の会議録案でございます。事前に修正のご依頼をいただきましたので、この場で修正をお願いします。

事務局の所になりますが、10ページをご覧ください。10ページの下から5行目になります。事務局の発言で「高齢者福祉計画」とありますが、こちらを正式名称である「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に修正させていただきます。「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と修正をこの場でお願いいたします。

同じく、続く会長の発言も、正式名称の「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に修正をお願いいたします。

次の事務局の発言で、同じく正式名称に統一させていただきたいのですが、「あと」の次「地域福祉」を消していただき、「福祉のまちづくり推進計画です」に修正をお願いします。何か不明点等ありましたら、会議の後で大丈夫ですので、事務局の方にお声がけいただければと思います。その他何か修正などございましたら、この場で申しあげていただきまして、事務局の方で修正させていただきます。内容をご承認いただきましたら、所定の手続きのうへ、会議録の公開を予定しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

## ■会長

ありがとうございました。前回の会議録につきまして何か修正点などございましたら、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。修正のご意見はないようですので、これで修正した議事録として、公開の手続きをお願いしたいと思います。ありがとうございました。

## 2 次期府中市障害者計画の課題と方向

### ■会長

続きまして、議事の2番目です。「2 次期府中市障害者計画の課題と方向」について、事務局からご説明をお願いいたします。

### ■事務局

次期府中市障害者計画の課題と方向について説明させていただきます。「資料2-1 次期府中市障害者計画の課題と方向」、「資料2-2 府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)策定に向けた課題(修正案)」を使用し、説明させていただきます。資料をご覧ください。

前回、協議会でいただきました意見を反映いたしまして、修正したものをお示ししております。始めに資料2-1をご覧ください。前回協議会の資料では、資料の右半分スペース

に、次期計画に向けた「課題」と「方向」とを分けて記載をしておりましたが、委員の皆さまのご意見を伺い、「課題と方向」として、まとめて記載させていただいた方が分かりやすいと事務局で考えさせていただきまして、修正をいたしました。記載項目も精査させていただいて、いくつかの項目をまとめさせていただき、修正をしております。赤字が修正点になっておりますので、ご覧ください。

続きまして、「資料2-2」をご覧ください。前回、委員の皆様より資料2-1との連動性に欠けているというご指摘をいただきましたので、資料2-1の課題と方向に合わせて、記載を整えさせていただいております。併せてご確認いただき、ご意見やご要望がございましたらお願いいたします。説明は以上となります。

#### ■会長

ありがとうございました。前回検討していただいた部分で、皆様のご意見を反映して修正した資料ということになります。それから、本日の「参考資料1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」は、確か、このところでご質問が出ました。それで今回、厚生労働省の資料をご参考に付けさせていただいているかと思います。この二つの資料につきまして、ご意見がありましたらお願いいたします。委員。

#### ■委員

委員にご確認いただきたいと思いますが、資料2-2の7ページ。障害のある児童への支援の充実の「① 共に学ぶ機会、インクルーシブ教育の充実」のところですが、「市では特別支援学級に通う児童、生徒との副籍交流や」とあります。まず1点目、副籍の副の字が違います。これは修正していただければいいと思います。あと、副籍を持っているのは、特別支援学校に本籍、学籍がある方と私は認識しております。支援学級は多分、府中市内の小中学校の支援学級なので、その学校に学籍があると理解しておりますが、いかがでしょうかという質問です。

#### ■会長

これは委員に対する確認ということなのでですね。

#### ■委員

皆さんに、事務局に対する確認です。

#### ■会長

まず、委員お願いします。

■委員

委員のおっしゃる通りです。特別支援学校に籍のある子どもたちが副次的に籍を持っている。要するに、居住している区市の地域の学校というのが、特別支援学校の在籍の児童、生徒の副次的な籍です、副籍ですね。学級のほうは、委員がおっしゃっているように学級に籍がありますので、当然、その学校の普通学級のほうの籍という形になります。以上です。

■会長

ありがとうございました。委員、どうぞ。

■委員

1点あるのですが、4ページです。「② 虐待防止」のところですか。この文章の中に「相談通報件数は増加傾向にあるとともに」、「事例の複雑困難化してきています。」とあるのです。ちょっと日本語がおかしい点はそれとして、お伺いしたいのは件数とか事例の内容とかについて、もしここですぐお答えになれることがあれば、教えていただきたいのです。なければないと、それでいいと思いますが、もしお分かりになれば教えてください。

■会長

ありがとうございます。まず、最初のインクルーシブ教育の充実のところは、副は誤字ということで。あと、副籍については、特別支援学校と修正をしていただくことで、よろしいでしょうか。

■委員

はい。

■会長

委員のご質問の、虐待が複雑化している事例について、何か事務局の方で教えていただければ、お願いしたいと思います。

■事務局

障害者虐待に関しては、障害者福祉課が虐待防止センターとなって、受付をしております。増加傾向と確かに表記がされているのですが、大体20件程度の中で推移をしているところでございます。複雑になってくることは、養護者からの虐待のものかと思っています。養護者からの虐待については、我々の介入の仕方であったり、介入した後の対応であったり、その辺りがなかなか障害者福祉課単独では難しいところがあり、各機関の協力を得ながらやっているところであります。

また、施設の虐待についても、まだ啓発活動というか、事業所内での理解度が足りてない

部分も感じるどころがございます。虐待の対応だけではなくて、防止に対する活動も必要と  
思っております。以上でございます。

■会長

ありがとうございました。よろしいでしょうか、他に。どうぞ、委員。

■委員

資料2-2の3ページの「③ 就労への支援」です。ここで、「市ではセンターきずな内の  
地域生活支援事業」と書いてあって、括弧内ですけど、正式名称だと「府中市障害者就労支  
援センターみ～な」ということなので、後の資料にも出てくるのですが、正式名称「府中市  
障害者就労支援センター」と訂正をしていただければと思います。お願いいたします。

■会長

ありがとうございました。これは固有名詞ということで、正式な名称の記載をお願いいた  
します。他にいかがでしょうか。委員。

■委員

資料2-2の7ページの「(6) 障害のある児童への支援の充実」の①の部分です。共に学  
ぶ機会の充実の中の文章を見させていただくと、障害のないお子さんが障害のあるお子さ  
んと一緒に過ごすことで、障害の理解を進めるとい印象の文章になっています。障害のあ  
る子どもたちにとってどうかという言及がないのが、ちょっと残念です。両方あると思うの  
です、障害のないお子さんにとっても良いし、障害のあるお子さんにとっても良いというよ  
うな文章にしていただけると、良いかと思いました。

■会長

例えば、具体的な修正案がありましたら、教えていただけるとありがたいです。ここをこ  
ういうように変えたらどうでしょうというのは、ありますか。

■委員

この文章は、アンケートとかに基づいて書いてあると思うので、アンケートまで引っ張  
ってこれないですが、例えば「障害のあるお子さんが、インクルーシブ教育によって経験  
の幅が広がる」とか、そんなことでしょうか。いかがでしょうか。

■会長

なるほど。

■事務局

会長。

■会長

事務局。

■事務局

この文言につきましては、今おっしゃっていたように、インクルーシブ教育というところで、共に学び合うというところの文言に整理し、訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

■会長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。委員。

■委員

私も文言の整理なのですが、資料2-2の4ページになります。「③ 権利擁護の推進」の下から6行目、「障害等のある人の調査の、成年後見制度を利用しやすくする」とありますが、ちょっと分かりにくいのです。他のページでは「障害等のある人の調査では」という表現をしているので、ここも同様に「障害等のある人の調査では、成年後見制度を利用しやすくするために必要なこととして」というように修正したほうが良いのではないかなと思います。

また、同じですが、資料2-2の5ページの「④ 相談支援機能の充実、強化、意思決定支援」の赤い文字が終わったところです。ここも同じように「障害等のある人の調査の充実を望む政策では」となっているのですが、ここも「障害等のある人の調査では相談の充実を望む政策として」と表現を変えた方が、文章として分かりやすいかなと感じました。以上です。

■会長

ありがとうございました。確かに、何もないと日本語的に少し読みづらいということがあります。例えば、この「障害等のある人の調査」が、恐らく調査の名称だとしたら、鍵括弧を付けて、『障害等のある人の調査』成年後見制度を利用しやすくするために必要なこと」とすれば、多分このままだでも分かりやすいでしょう。もし鍵括弧を付けないのであれば、委員が仰るような文の方が、私も日本語的に読みやすいと思います。事務局で少しご検討いただけたらと思います。他にいかがでしょうか。委員。



#### ■委員

資料2-2の6ページの「③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討」という言葉があるのですが、これは精神障害以外の方のための地域包括ケアシステムというのは、既にあるのですか。それとも、特に「精神障害にも」と入れたということは、これから作るけれども、精神障害も入れますよということを言っているのでしょうか。

#### ■会長

事務局で何かご説明がございましたら、お願いいたします。

#### ■事務局

「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討」ということですが、厚生労働省からは、長期入院の方の退院後、1年以内に病院に再度入院されてしまう方が大変多いということで、地域で安定した生活をしていくために作っていこうというようなところから、端を発しているシステムになっております。

最近の研修等では、「精神障害にも対応した」というところは、他の方にとっても優しいシステムだというような解釈が広がってきているところです。地域生活支援拠点等さまざまな、地域で障害のある方を支えていくシステムができてきている中で、それに加えて、精神障害にも対応したというところで作られるものと理解しております。以上です。

#### ■会長

本日配っていただいた参考資料1を見ていただくと、右側の「圏域の考え方」という点線囲みがあります。地域包括ケアシステムは、もともと介護保険分野から始まったものでして、割と認知症の支援を中心に日常生活圏域、中学校区の中といった、ごく小さな圏域の中で支え合っていきましょうという発想で、始まったものだったと思います。

今回、この「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」というのは、障害保健福祉圏域というのが、大体、人口でいうと30万人ぐらいの圏域を想定した中で、認知症の支援の中で開発した地域包括ケアシステムを援用して、精神障害の人にも対応した地域包括ケアシステムを作っていきましょうということです。これは厚生労働省の障害保健福祉部が、旗を振って進めようとしている施策ということになるかと思えます。委員、どうぞ。

#### ■委員

ありがとうございます。高齢者の地域包括ケアシステムは、65歳以上の高齢者を対象にしているのですよね。障害者は、児童から若年、65歳以上になると介護保険制度に入るわけですが、それまでの間の方を対象とした地域包括ケアシステムというのは、今、一部ではあるのですか。現在、地域の中に、この地域包括ケアシステムというのは存在するのでしょうか。

■会長

要するに、高齢者の分野の地域包括ケアシステムは、もうあるのですかというご質問でしょうか。

■委員

高齢者のほうは、もう既にできていて、かなりしっかり進んでいます。障害の方のための、児童から65歳までの方のための地域包括ケアシステムというのは既にあって、それに精神障害にも対応していきましようということを仰っているのかを、お聞きしたかったです。

■会長

分かりました。事務局が検討している間、私が知る範囲でお答えします。地域包括ケアシステムは、最初は認知症高齢者に対応したところから始まりました。今、8050問題と言われるように、高齢のご家族が若い障害のある方をケアしているとか、その逆もあると思えますが、そういったことから、もっと幅を広げてやっっていこうという方向にはあると思うのです。ただ、そこが障害者の地域包括ケアシステムという言い方はしていなくて、地域包括ケアシステムという中に、もっといろいろな人を統合していこうという流れになっていると思います。この精神障害の方の場合は、専門医療機関があるので、恐らく、障害保健福祉圏域という、もう少し人口規模の大きいところを想定して、作ろうとしているのではないのかというのが、私の感想です。

もし府中市の中で、ご質問にあったことが行われているとしたら、教えていただけるとありがたいと思います。障害者に対応した地域包括ケアシステムというのが、府中市内で取り組まれているかということです。

■事務局

現在、府中市では先ほどご説明していただいたような、地域包括ケアシステムが、障害者の方に特化してあるかということ、現状ではない状況でございます。ただ、この参考資料1の中で見ていただくと、今回、精神障害にも対応したということである中で、障害の重症化とか高齢化を踏まえた地域移行と、いろいろと記入されていますが、最終的には、その広がりが出てくるのかなと想定しております。現状では、障害者に特化するのではないということになります。以上でございます。

■会長

やはり、これから作っていきましようという段階ということでしょうか。よろしいでしょうか。

■委員

分かりました。

■会長

ありがとうございます。委員。

■委員

先ほど、まとめて発言すればよかったですのですが、資料2-2の5ページの「① 相談支援機能の充実、強化、意思決定支援」のところですか。ここでは、基幹相談支援センターの設置というのを主に記載していますが、現在、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画ですとか地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画では、福祉圏域を11の文化センター圏域に切り替えて、身近なところに相談窓口を設置していこうという動きがあると思うのです。障害者計画には、その辺がまるで載っていないのですが、そういったことも少し触れておいてもいいのかなと思いました。その辺はいかがでしょうか。

■会長

これも事務局にお答えいただいた方が、いいかもしれないですね。

■事務局

現在、福祉計画の方で、文化センター圏域ということで11の圏域に分けて、今後の計画を推進していくということになっています。障害者の方ですと、この資料2-2の文面にあるように、「4つの地域生活支援センター」が拠点ということですか。

私もいろいろな会議に出席させていただいている中で、最終的には11の文化センター圏域ごとに、障害のサービスも提供されることが今後必要になってくるのかなと、現状では思っているところがございます。ただ、まだ11の文化センター圏域に沿って障害のサービスを提供できるかという点、なかなか困難な状況もございます。現状では、4つの地域生活支援センターをまず拠点としながら進めて、障害のある方、ない方が同じようなサービスを受けるものが最終形だと思います。今後の課題としてですが、そこに近づけるように検討していきたいというように考えています。以上でございます。

■会長

なるほど。その11の文化センター圏域というのは、福祉のまちづくり推進計画の中で検討されていることでしょうか。

■委員

前回協議会でも話したことと思うのですが、これからの府中の福祉は、福祉圏域が6つだ

ったところを、11の文化センターの圏域で進めていきたいと思いますという話になっているということです。ただ、高齢者の関係と違って、この人はその地域に住んでいるから、この地域の地域生活支援センターに行ってという形にはなかなかならないと思います。ここにどう入れてくかは、文章的に入れることはできると思うので、そこは工夫して入れてもいいと思います。府中市全体でそうなっているので。

■委員

すいません。

■会長

委員。

■委員

私もはっきりしたことは、まだ分からないのですが、福祉圏域が11文化センター圏域になったということは聞いています。そこは、福祉の拠点として、これから地域包括支援センターが重なって進んでいくということは、まだ何も決まっていなと聞いています。まだ、そういうように載せるということは無理なのではないかと思いました。市の方が、よくご存じだと思いますが。

■会長

ありがとうございます。障害のある方も、障害を理由に困っている場合もあるでしょうし、一地域住民として困っている場合もあるわけです。そうすると、一地域住民として困っていることでは、11の文化センター単位で行われる相談に行くこともあると思います。

あまり、ここに相談に行ってくださいという書き方はできないのですが、計画の連動性みたいなことは、少し表現として入れておいた方が良いでしょう。本計画は、大きな市の福祉計画の中の一分野という位置付けだったと思います。計画同士の連動性を意識しておくのは良いのではないかと、私は思うのです。でも、細かいことは、よく分からないので、事務局でご検討いただくということによろしいでしょうか。

■事務局

はい。

■委員

すいません。

■会長  
委員。

■委員

意見ですが、地域包括ケアシステムは、精神科病院に長期入院していた方を、地域でいかに年間の実際に生活する日数を増やしていこうかということです。退院して、すぐ入院する方があまりにも多く、地域生活の期間が短いので、それを長くするために必要な支援体制を作りましょうというのが、厚生労働省の基本的な考え方の一つです。

私たち家族会から見ますと、退院してきた方は皆、家族の元に向かわれます。病院も精神科ではそう考えていますが、地域で家族がその方を見てください、だから引き取ってくださいという形が今もずっと続いています。退院は結構ですが、地域で長い期間生活するのに、皆、家族に頼っていますが、家族は昔より大変になっている状況があります。というのは、病院に預けとけば良いという考え方はもうなくなってきていて、地域で家族が責任を持って自助努力をしなければいけないという状況になっています。自助、共助、公助とありますが、自助が非常に強調されていて、精神障害に限らず、障害の方は皆そうですが、親がとても大変です。

家族に預けて安心するのではなくて、親が倒れてお世話できなくなっても相談に行けば、いろいろな支援を受けて、その人が一生涯、その地域で安心して暮らしていける。家族がどうあろうと関係なく暮らしていけるように住まいを整えたり、制度をいろいろ使ったりということの支援が必要です。どこかに相談に行けば、その方を一生涯見てくれることになれば、家族はとても安心です。自分が死んだ後、この子はどうなるのだろう、子どもも、親が倒れたら自分はどうなるのだと、そんなことたくさんあるのです。でも、私たち家族会も、親亡き後はどうするのかと聞かれても、回答がなく本当に困っています。ですから、親亡き後の問題を考えなくてもいいように、地域できちんと世話する体制を整えていただきたいというのが、私たちの意見です。

■会長

ありがとうございます。11圏域にもっと期待したいというご意見ってことですね。

■委員

そうです。

■会長

委員、どうぞ。

## ■委員

私、高齢者福祉の仕事にかなり長く就いておりました。介護保険制度は、やはり家族で介護が難しくなったから、社会全体で介護をしていこうとなって、介護保険制度ができて、地域包括支援センターができました。地域包括支援センターがあるというだけで、ものすごく高齢者のご家族の方は安心して暮らしていらっしゃいます。何かあったときに相談に行ける所があるのは、すごく心強いです。8050問題も、ケアマネージャーとか認定調査員とかの訪問で、もう20年ぐらい前から気が付いていたことです。80歳の方の家に、50代とか中高年の引きこもりの方がいることに気が付いていて、そこをどうやって救っていったらいいかを、皆悩んでいました。分かっているけれど、どうしようもできないというようなことが、ずっと続いてきているのです。私は両方の福祉に関連しながらやってきたので、介護保険が出来たときの社会全体で福祉を担うという、その精神が障害の方でも必要なのではないかなと思います。以上です。

## ■会長

ありがとうございます。いずれにしても市の計画同士ですので、きちんと連動して進めていくというのは、私は重要なのではないかと思います。それについて、反対のご意見というのはありますか。どのぐらいそこに期待できるかというのは、まだ分からないですが、そこを意識して計画を作っていこうということについては、よろしいですか。ありがとうございます。

具体的な文言については、事務局でご検討いただいて、方向性としては、11圏域と少し連携させるような方向で考えていくということで。委員、どうぞ。

## ■委員

今の11圏域の話とは別の話で、前の資料2-2の6ページ。「③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討」のところに戻ってしまうのですが、この文言は、資料2-2の文章の中でも、ちょっと特異な感じがするというか、ここだけ精神障害にもというように、ある特定の障害のことを名指しされているじゃないですか。それで、委員が先ほどご質問したようなことも、実際にこの文章をお読みになる一般の方たちも、なんでここだけ急に精神障害にもって、特定されて出てくるのだろうと思われると思うのですね。

経過としては、会長、委員もお話しされていた、精神科病院への長期入院という、長い問題を何とか解消するために、今までだったら精神科病院に入院させておくしかないと思われるような方でも、地域での支える体制をしっかりと作ることで、退院して、在宅生活に迎え入れることができるようにしていきましょうというようなお話として、この文言は出ていると思うのです。今までだと、この③は独立してなくて、例えば、「② 安心して生活できる環境づくり」に包摂されているようなものでした。あえて、③を別個のものに出してきたというところが、今回の新しい障害者計画の中で、特にこのことに対して取り組んでい

こうというようなことが、国の指針の中にも出てきているのだと思うのです。その辺のことを少し説明していただける別資料を、実際の計画の冊子の中には付けていただくとか、こういったことが浮上ってきて、こういう経緯があったからですということを、この文章とは別に何かしら付けていただけないでしょうか。本日は参考資料を付けていただいておりますが、実際に計画を冊子化するときには、そういったことも少し検討していただけるといいかなと思いました。

■会長

なぜこれを特出ししているかの理由説明が、もう少しあったほうがいいというご意見ですよね。

■委員

はい。

■会長

そうしますと、この「③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討」の文章の「また、新たな国の指針では、」以降を前に出して、順番を入れ替えると、委員がお話しになったような趣旨で、文章校正ができるのではないかと思ったのですが。具体的な修正文については、事務局にばかりお願いして恐縮ですが、ご検討いただくということによろしいですか。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。委員。

■委員

資料2-2の6ページの一番下の、「④ 災害時の支援体制の構築と避難所の確保」ということで、ここには表現がないのですが、昨年度中に、府中けやきの森学園と府中市との間で、福祉避難所の協定締結が終わっております。それから、風水害における被害が起きたときも、本校を避難場所として受け入れることになっております。福祉の方、障害のある方も含めて、本校で受け入れ準備を、進めているところなのです。

一つ意見ですが、実は東京都で在校生用の物資とか、いろんな備蓄食品とかは、もう整備されているのですが、府中市の方が本校に避難された場合に、そういったものは全くないのですね。ですから、意見としてですが、まず、早くそれを準備していただきたいと思っております。

ここにどう表現をしていいのか、非常に私も難しく思っているのですが、何故かといいますと、当然障害のある方、今のお話の精神障害の方も含めて、発達障害の方も大勢います。本校に大勢の方が押し寄せてしまいますと、学校の職員で、それさばかなくてはならず、非常に困難な状況があるかなと思っております。ですので、基本的には障害のある方については、地域の避難場所、避難所に避難をしていただいて、エリアを括るなどの対応をしてい

ただきたいと思います。ただ、どうしても避難場所、避難所でも難しい方が、きっといらっしやると思います。その場合には、特別支援学校に来ていただければと思います。当然スタッフも障害のある方への支援は十分できます。そういった意味で、なかなか表現が難しいのですが、特別支援学校でも避難はできるということは、協定の締結が終わっているので、入れていただいているのかと思います。

あと、表現の仕方としては、まず地域の避難場所、避難所に避難していただくということも、併せて表現をきちんと入れていただきたいなと思っております。どこを表現したらいいかというのは、また市と協議が必要と思いますが、意見と含めてお話しさせていただきます。以上です。

#### ■会長

ありがとうございました。災害時の避難行動ということになりますと、地域防災計画とかに書かれているとおりのことしか、多分書けないのではないかと思います。もし事務局で何か補足がありましたら、お願いいたします。

#### ■事務局

ご意見ありがとうございます。まず今回、特別支援学校と締結させていただき、本当にありがとうございます。こちらについては表現を改めて入れて、当然、障害者計画ですので、特別支援学校からのご協力によって福祉避難所としての開設を、本市もしっかりと対応していると少し記入をさせていただきたいと考えております。

2点目の委員からご意見、ご指摘をいただいた一次避難所の在り方については、防災危機管理課と障害者福祉課を中心に、また高齢者もそうですが、今、詰めている段階です。

特に障害者福祉課からも、少しご意見として防災危機管理課に話させていただいているのは、通常の一次避難所でもやはり、体育館に入れられない障害のある方がいらっしやる。また、発達のお子さまも、中に入れられないことがありますので、個別の部屋を用意できないかとか、そういったご意見は伝えさせていただいております。

会長の仰ったように、地域防災計画の中に大きく影響することですので、今まではそういった考え方はないのですが、実際に今年の台風19号のときに、集団の中に自分の子どもがいることができないので、避難しなかったという意見が届いております。そういったことを考えながら、防災危機管理課と調整して、最終的には時間をかけて完成させていきたいと考えております。ただ、自然災害は待たないなので、ここは適宜変化していくと思いますが、第1段としては、できるだけ早くそういうものをしっかりと担保するようにしたいと考えております。

それと、ご心配されていた府中けやきの森学園に、市内の障害のある方たちが押し寄せないような状況としての話し合いもしております。福祉避難所ですので、そのところをしっかりとリアージできるのであれば、しっかりとやっていきたいと意見交換しながら議論を



進めているところでございます。以上でございます。

■会長

ありがとうございました。避難行動については、地域防災計画の方でご検討いただくということで、お願いしたいと思います。他にいかがでしょうか。委員、どうぞ。

■委員

ちょっと戻ってすみません。先ほど委員の仰いました、介護保険の事業が随分充実していて、居場所があるといいということ仰られていたのですが、介護保険が成り立っているのは、介護保険料という収入があるからですね。それで事業をどんどん展開していけるのですが、ここでこういう地域包括ケアシステムというのを構築するためには、やはりかなりの人件費がかかると思うのです。その資金を府中市ではちゃんと出してくださるのかなと思うのですが、どのように工面していらっしゃるのかなと思います。例えば、ちょっと介護保険料に上乗せして、皆さんから集めていただくとか、そういう方法でこっちへ分けていただくということもあるのかなと思いますが、お聞きしたいです。

■会長

財政的なことですが、今、障害者計画って理念計画作っているところなので、もし簡単にお答えいただけるようでしたら、お願いします。

■事務局

委員が仰ったとおり、仕組みそのものが、保険料を徴収している介護保険と障害者の施策は、ちょっと違うものがございます。現状では、やはり市全体の財政バランスを見ながらというお答えになってしまうかと思えます。ただ、当然必要なシステムであれば統合したり、合理性をもっていろいろと折り合ったりすることは考えていかないと、今後、前に進めなくなる状況も考えられます。市の全体的な財政のバランスを見て、そういったことも必要になることもあるかと思えますので、いろいろ知恵を出し合って、充実した施策展開をしていきたいと考えております。以上でございます。

■会長

よろしいでしょうか。一応介護保険は40歳以上が被保険者です。そういった相乗りできるところもあるのではないのでしょうか。委員。

■委員

また6ページなのですが、さっきの「③ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討」のところ、精神科病院からの長期入院の人が、在宅に地域移行できるようにという

話が、ここの根幹だと話をしました。一方で、福祉施設に既に入所されている方の地域移行という問題意識も、同時にあると思うのですね。現行障害者計画にも「安心して住める環境づくり」という文言の中には、そのことがちゃんと明記されています。なので、どこかに福祉施設からの移行ということも、一方で目指しているということを明記できるといいのかなと思いました。

③の一番最初に「施設入所者や入院中の精神障害のある人の」という文章が入ってはいるのですが、これでいいのか。あるいは、「② 安心して生活できる環境づくり」の中に、グループホームをこれだけ整備しているとか、親亡き後のこととかというのもそうですし、既に施設で暮らしていて、やっぱり地域での生活を望んでいる方を地域移行させるというような目的もあると入れてもらうといいのかなとは思いました。多分、障害福祉計画の中で福祉施設からの移行は、成果目標の数値の一つに入れなきゃいけない項目にもなっていたと思います。そのことは、どこかには文言として、この理念計画の中にも入っているほうがいいと思いました。以上です。

#### ■会長

ありがとうございました。「② 安心して生活できる環境づくり」の中に、地域移行について少し触れていただくという整理でよろしいでしょうか。具体的な修文については、事務局でご検討いただけたらと思います。委員。

#### ■委員

「(6) 障害のある児童への支援の充実」で、幼稚園、保育園の、共に過ごすことや障害についての教育への希望が寄せられていますと書いてあります。そういう方たちへの育成という部分の文言があったほうがいいのかなと思ったのです。どうしてそれを出したかという、今、対面での研修がほとんどできない状態の中、これからウィズコロナのところで、オンラインでのネットワークづくりみたいなのが入るといいのかなと思うのです。なので、ここに入るのかどうかは分からないし、これからの具体的な計画の中に、その辺が入っていけばいいと思うのです。人を育てるときのオンラインでの何かネットワークづくりというのが、このインクルーシブ教育を進めていく中で必要不可欠だと思うので、その辺が入るといいのかなと思いました。

#### ■会長

人材の育成をオンラインでする、というようなことですか。

#### ■委員

それを入れていただきたいと思うのはなぜかという、私は今いろいろなところの研修を行っているのですが、なかなか行政の方が進まないのです。オンラインに対する、ネット

ワークの体制づくりとかが、ちょっとゆっくりなのかなと思います。例えばZ o o mというアプリケーションを使って、オンラインで研修は行いますが、なかなか許可が下りないのが、行政サイドだったりするのです。すぐには思わないのですが、府中市もそこに向かって頑張っていると書けたらいいのかなと、この時代だからこそ思いました。ただ、市として、そこまでまだ考えてないということであれば、多分書けないと思うのですが、ぜひその辺も検討していただきたいと思います。

■会長

ありがとうございました。そうしますと、人材育成は子どもの分野に限らないので、例えば、「(5)安心して地域生活を送るための仕組みづくりの推進」の「⑤ 感染症対策の推進」の中に、オンラインの活用とかを少し入れていくという感じでもよろしいでしょうか。

■委員

そうですね。わざわざ出向いていなくても、オンラインで相談を受けられたりとかは、もうほとんどやっているのです、それがどこかに入るといいのかなと思います。

■会長

今、委員がおっしゃったみたいに、どの辺まで書けるかは、行政のこともあるのでしょうか。

■委員

そうですね。

■会長

そういった視点が入られるかどうか、ご検討いただいてよろしいでしょうか。

■事務局

今年4月から緊急事態宣言が出されて、私たちの職場も、また事業所も学校も、やはり何らかの形でオンラインは必要だと言われていています。どの程度のことは、今後検討ということではやはり詰めていく必要がありますが、その活用については考える必要がある状況だと考えております。以上でございます。

■会長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。残りの課題もまだある中で、時間が半分過ぎました。大体よろしいですか。私から一つだけ、7ページの「(6) 障害がある児童への支援の充実」の「① とともに学ぶ機会（インクルーシブ教育）の充実」です。インクルーシブ教育の充実というタイトルで始まっていますので、できればこの文章、3行目以降の

「障害福祉団体調査では」から「検討を進めていく必要があります」を先に出して、その次に「市では特別支援学校」から、「取り組みを進めています」としたほうがよいのではないのでしょうか。インクルーシブはそもそも分けないということなので、通常学級と一緒に学ぶ状態をサポートしましょうということがまずあって、特別支援学校で学んでいる人の副籍等を活用して、しっかりと交流できるようにサポートしていきましょうという順番になったほうが、一応このタイトルには沿うのかなと思いました。ですので、この文章ひっくり返した方が、全体的にインクルーシブを進めようというのが一番にきて、特別支援学校については、こういった交流も進めていますというようにしたら、収まりがよくなるかなと思いましたので、ご検討いただけたらと思います。

よろしいでしょうか。策定に向けた課題と方向については、今、いろいろご意見いただきましてありがとうございました。さらに修正を加えていただきたいと思います。

では、次の「議題3 府中市障害者計画の基本的考え方」の「資料3-1 府中市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の基本的考え方（修正案）」と「資料3-2 府中市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の基本的考え方（案）」のご説明をお願いいたします。

### 3 府中市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の基本的考え方（修正案）

#### ■事務局

次第の「3 府中市障害者計画の基本的な考え方」について、ご説明させていただきます。資料3-1と資料3-2をご用意いただくのと併せて、現行計画の薄緑の冊子もご用意ください。資料3-1に関しまして、説明をさせていただきます。先ほど、会長、副会長と事務局で打合せをさせていただいた際に、資料3-1、3-2のタイトルですが、この基本的な考え方というのが、府中市障害者計画の考え方で、障害者福祉計画、障害児福祉計画の方は数値計画となるので、このタイトルではどうかという疑問がございました。今回、こちらに関しては名称を「府中市障害者計画の基本的な考え方（現行計画からの変更）」と、この場で修正をさせていただければと思いますので、まず、そちらの修正をよろしく申し上げます。

続きまして、資料3-1に関しまして説明をさせていただきます。先ほどの資料2-1に基づき、基本目標を修正させていただきました。右下の計画の考え方につきましては、「視点3 地域社会の実現」は、前回、社会の実現と表記させていただいておりました。より、どのようなものか分かりやすくするように、地域社会という形で修正をさせていただいております。併せて、赤い字のところが資料3-1の前回からの修正点となります。

続きまして、資料3-2をご覧ください。併せて、薄緑の現行計画書の第2章、62ページをご覧ください。次期障害者計画ですが、障害のある人の定義といたしまして、前回協議会でも「障害等のある人」なのか、「障害のある人」なのか、どちらかにま

とめるほうが良いのではないかというご意見がございました。こちらに関しまして協議させていただきまして、障害者基本法に合わせた形で今回使用させていただきたいと、事務局および会長、副会長と事前に話し合わせていただきました。今回、計画の基本理念において変更のあった、「お互い尊重し合い」という考え方を追記させていただいたのと、障害者差別解消法の性質を反映させていただき、合理的配慮についても、表現に追加をさせていただいております。書き方の流れといたしましては、現行計画に沿って、基本理念より計画の考え方、そして、基本目標の順で記載をしております。

資料3-1、3-2につきましてご意見がございましたら、こちらでお願いいたします。以上になります。

■会長

ありがとうございました。この資料までが、前回検討していただいた資料ということになりますね。ご意見を踏まえて修正をしていただきましたので、さらにご意見がありましたらお願いいたします。

■委員

すいません。

■会長

委員。

■委員

たびたび申し訳ありません。資料3-2の計画の理念と考え方、「(1) 計画の理念」のところです。前回の第5期計画と同じ文章になっているのですが、上から6行目「そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす普通の市民として生活することを目指した」と表記されています。前の計画も同じ表現なのですが、今回読んでいて普通の市民って何だろうと思ったのです。下の「普通に働ける」はいいのですが、普通ではなかったら、特別な市民なのか。でも、障害があってもなくても一市民であることには変わりがないので、これを書くのであれば、例えば「同じ地域で暮らす市民として、普通の生活をする」という表現の方がよいのかなと思いました。委員の皆さまが現行のままで良いということであれば、構いません。以上です。

■会長

ありがとうございました。多分前回の計画策定のときには、これで皆さんご了承されているということなのでしょう。改めて読んでみたら、ちょっと変じゃないかと思われたということでしょうか。

■委員

そうです。

■会長

いかがでしょうか。確かに普通の市民だと、普通じゃない市民というのがいるのかとなります。委員、お願いします。

■委員

委員の仰ることはもっともだと思うので、もしできれば、その辺りを変えていただいたほうが、私は前に一步進むのが速くなると思います。

■委員

よろしいですか。委員、どうぞ。今のことに関連してですか、別のことですか。

■委員

今のことではないです。

■会長

別のことで。どうぞ。

■委員

初歩的な問題かもしれないのですが、基本理念「障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、市民すべてが安心して自立した暮らしができるまち・府中の実現」ということで、これは主語が「市民すべてが」なのです。どうして障害者の計画で、「市民すべてが」という言葉が主語になるのかが疑問です。

府中の福祉のまちづくり推進計画の審議会にも、前に出させていただいたことがあるのですが、それは市民全体の計画です。高齢者が高齢になって障害を持つということもあるので、そういう意味も含めて「市民すべて」といっているというお話があるのです。福祉のまちづくり推進計画の中で、きちんとバリアフリーの問題は取り上げて、施策として入れてあるのです。高齢者、障害者のためにバリアフリーを進めましょうということがちゃんと記載されているので、特にこの障害者の計画の中では「市民すべて」という必要はないのではないかなと思いました。

あと、子ども・子育て審議会にも出ておりますが、その計画についても、「子どもが」という言葉が基本理念としては主語です。高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、「住み慣れた街でいつまでも過ごすことができるように」ということで、そこに文言として載っていないですけど、主語は「高齢者が」なのですね。

ここは全体ではなく、障害者の分野の計画なので「障害者」という言葉が主語に来ていいのではないかと考えています。前半と後半の主語の部分を入れ替えて、例えば「全ての市民が互いに尊重し合い、障害者が安心して生き生きと自立した暮らしができるまち・府中の実現」としたほうが、とても分かりやすいのではないかなと思うのです。なぜ、「市民すべてが」が主語になるのかを教えてくださいたいのです。

#### ■会長

なるほど、ありがとうございます。これは計画の理念に関わる非常に重要なポイントです。資料3-1の計画の考え方の視点1に、「全ての市民のための計画」とうたっています。ここはどのように表現するかは、割と大きな問題ですね。まずは、委員の皆さんのご意見をお聞かせいただけたらと思います。委員。

#### ■委員

私は障害学会というのに入っております、障害学というのを勉強しております。障害というのは、障害者だけの問題ではなく、障害が自分はないなと思っている人の側にも問題があるというところが、障害学では基本になります。

#### ■委員

皆さんがそれでいいと思われるのであれば、いいのですけど。

#### ■委員

私の考えでは、まず障害の考え方でも、医療モデルと社会モデルとあるではないですか。医療モデルでしたら、自閉症とか診断が付いた人が障害者となるわけですが、社会モデルの考え方で障害を考えたら、社会全体が障害をつくり出している元になっているという考え方になるのです。その中には、バリアフリーといったときに、バリアー、障壁があったときに、物理的なバリアーもあれば、心のバリアーもあると思います。そこの辺で障害が生み出される場合もたくさんありますので、障害者の問題といたら、医療モデル的に診断が付いた障害者だけの問題ではなくて、全ての人たちの問題というところが問題なのです。

#### ■委員

対象はもちろん全員のことなのでしょうが、これは障害者のため、障害を持った方がやはり社会的に弱者であるので、その方のためになる計画を決めましょうということで検討しているわけです。この計画自体は、障害者のための計画ですよ。なので、全ての人にといいのは、市全体の福祉計画で言えばいいことで、ここで文言としては、障害者のための福祉計画ですよということが言えるようなところを、全面に出したほうがいいのかなという気がしていました。皆さんがそれでよろしいのであれば、構わないと思いますが。

## ■会長

どうぞ、委員。

## ■委員

障害者のあるグループと普通のグループに分けることは、私はできないと思っています。私だって、いろんな障害をいっぱい持っているのです。だけど、障害者という判定は受けてないのです。そういう認定は持ってないけど、実は障害があるのですね。皆、詳しく調べるといろいろあると思うのです。医学上の診断を受けて、あなた、発達障害ですよとか、そういう目で弱者とか言ってみる姿勢が、私はすごく福祉の社会を作っていく邪魔をしていると思うのです。自分自身も障害のある一人であると思って、全ての市民と一緒に良い制度を作った方が、あなたは障害者で、私は健常者というのではなくて、お互いに障害を皆で認識し合って、一緒に幸せに生きていきましょうという考え方であるとすれば、さっき委員の仰ったことに、私は本当にそうだなと思いました。委員の仰ることには、私はどうなのだろうと思ったときに、障害者だろうか、健常者だろうか本当にどっちつかずなのです。分けること自体がすごく、私は失礼ではないかという気がします。弱者とか、すごく失礼です。私は、精神障害の方の家族の相談を受けていますけど、決して私は自分が上だとは思いません。強いと思いません、私も弱いのです。すごく弱いのです。それを共有し合って一緒にお話をし合うのが、相談だと思っています。強者が弱者を助けるのではなくて、お互いさまで。障害のある方に、こちらもすごくお世話になって助けていただいています。障害ある方によって、いろいろ教えていただき、育てていただいていますという立場からすると、きっちり分けるなんてことができるのだろうかと思います。

弱者という言葉自体も、本当は大反対です。精神の病気持った方は弱者と言われますが、私たちよりも強い正義感を持っていたり、責任感を持っていたりして、それがために社会に通用しなくてつぶれちゃうというのがあります。

だから、私はきっちり分けなくていいのではないかと思ったりしています。ですから、私は今のお二人の言葉を聞いていたら、委員の側に立つ考え方かなと思います。

## ■会長

委員。

## ■委員

昔はよく使われていたのですが、障害福祉とか、障害者問題という言葉も、最近はいままでに使われません。そういったことに携わってきた人たちは、ずっと長い間、障害福祉とか障害者問題を、最初はその人の問題だと思われてきた歴史が長かったと思うのです。障害があっても生まれたり、途中で障害を持つようになった人たちのことを、どうしようかということ考えたことが、ずっと長くあったし、もちろん今でも、それをどうしようかと考え続けて



いるのですが。

ずっと考えてきた中で、これは障害のある人とか、障害者のことを何とかしようということを考えるだけでは、この問題は決して解決しなくて、そういう人たちがいる、この社会をどうしてこうかという、まさに委員が仰った社会モデルということです。障害のある人のためにとか、障害のある人を何とかしようという視点だけでは、障害福祉とか障害者問題を考えても、それは解決に至らないだろうということに、長い時間をかけて、いろいろな人たちが気付いていった背景があります。そういう障害福祉のカテゴリーの文化とか歴史的な背景が、多分あるのだと思います。それは委員が仰られた高齢とか子育てのことも、ひよっとすると、ずっと今まで考えてきた歴史の経過の中で、少し違いがあるのかなと思います。今まで考えてきたいろいろな歴史の背景があったので、障害福祉計画という名前が付いてはいるのですが、それが全ての人のためのものだという考え方が、自然と出てくるという背景があるのかなと思っています。

なので、私も結構そのことに引っ掛からずにいたのですが、逆に、委員が今仰られたことは、私たちにとって改めて、これが何故こういうふうにかかれていているのかということをもう一度振り返る、大変貴重な機会になったと思います。委員が素晴らしい発言をされたというように私は思いました。ありがとうございます。

■会長

委員、どうぞ。

■委員

健常者が上で、障害者が下みたい思っているわけではありませんし、私自身も、いつ障害者になるか分からないので。障害者を持った方と一緒に社会の中で生きていくためにどうすればいいかということは、いつも考えています。それで、皆さんがこの言葉の中にそういう意味を含めて、これでちゃんと十分に事が言えていると仰っていることを私も少し理解しました。皆さんがこれでいいと仰るならば、いいと思います。ありがとうございました。

■会長

ありがとうございました。

■委員

すいません、会長。

■会長

委員。

## ■委員

資料3-2の2ページ目めくっていただくと、「視点3 すべての市民がつながり合い、支え合う地域社会の実現」が、今回の計画で新しく加わっている部分だと思うのです。調査の段階から、障害のある人も地域に何かできることありませんかみたいな設問もあったと思うのです。今回の計画の、ここの部分は売りだと思うのですね。なので、前回の計画とほぼ似たような文章ですけど、もうちょっと1ページ目の計画の理念に、視点3の部分を強調して書いていただいたほうがいいかなと思いました。

## ■会長

なるほど。視点3のところを、もうちょっと計画の理念へ入れ込んだほうがいいということですね。ありがとうございます。委員。

## ■委員

時間のないのにすいません。私も今のお話を聞いて、本当に同じような思いをしております。やっぱり障害があるとかないとかということではなくて、共生社会の実現を目指していくということが、一番大切なのかなと思います。もっと言うと、こういう表現がなくても、市民がみんな同じように生きていく世の中にできるのが、一番だと思っています。ただ、今は過渡期で、障害のある人たちに対して、きちんと社会を作っていくということが強調されています。これがだんだん移行してきて、みんな同じというようになってもらえると、すごくうれしいなと思っています。

計画の理念のところ、先ほど委員がお話した普通にというのが、もう一つあります。真ん中辺り「働ける社会を実現する」というところで、ここにも「障害のある人が普通に働ける社会」という文章です。私ども学校の生徒たちを就労させています。普通に働ける社会って何だろうなというように、いつの間にか引っ掛かってしまいました。ここまで本校の生徒も会社で一生懸命働いて、普通に働いている生徒がたくさんいます。ただ、強く求められているという表現が後半にありますので、課題があるのだろうなという認識はあります。ただ、普通に働けるという意味をどう考えたらいいのかというのは、すごく引っ掛かります。この表現がすごく差別を感じてしまうのです。なので、ぜひここは、例えば「市民と同じように」とかにしていただきたいなと思います。

今、小学校とか、もう本当に発達障害の子が増えて、本校にもたくさん発達障害のある生徒が入学してきます。きっとそういう子たちが、普通の高校でもいますので、ますますそういう方たちが世の中で生きていく時代が来ます。たくさん就労していきます。ですので、また戻りますけど、委員とか皆さんが仰ったような、やっぱり障害を改めて見直すというところの考え、共生社会の実現を目指していくという計画の理念を、ぜひ強調していただきたいなと思っています。以上です。

■会長

ありがとうございました。普通という表現が、ちょっとぴりっときてしまうのは、確かに今、この時代だとあるかもしれないですね。委員、どうぞ。

■委員

委員からあったように、私どもは「府中市障害者就労支援センターみ～な」で就労支援をしています。普通というと、9時-17時で正規で働いてとか、週5日というイメージにどうしても捉えがちです。逆に障害の方は、今、週3日とか、20時間以上や30時間以上という短時間労働とかいろんな形の選択肢があります。障害がある方が、その人の望む、その人の力を生かせる働き方というのですかね。私たち府中市障害者就労支援センターみ～なは、「働こうを応援する」という言葉でパンフレットを作っています。働くことをすごく応援しているという気持ちは分かるのですが、「その方なりの働くを応援していく」というような形の言葉に変えていただいたら、すごく柔らかくて、今の世の中にあっているのかなと思います。以上です。

■会長

ありがとうございました。この「普通に」に変わる何か良い言葉を編み出すか。あるいは、「社会で働けることを実現する」というように言い直すか。それとも「多様な」という言葉を入れるか。これは事務局で、ご検討いただけたらと思います。

実は本日、検討しなくてはいけない議題はあと2つあります。こちらの基本的考え方は、前回、今回とご検討いただきましたので、よろしいでしょうか。委員、どうぞ。

■委員

資料3-2の5ページの「(5) 安心して地域生活を送るための仕組み作りの推進」のところの、取り組む方針の3行目が「精神障害に対応した」になっていますが、これ「にも」ですよね。「も」が入ったほうがいいと思います。ここは誤植かなと思いました。「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの検討」ということで、修正していただければと思います。

■会長

脱字ですね。あと、いかがですか。よろしいですか。あと30分で2つ検討していただかなくてはいけないので、この資料3-1と3-2については以上でさせていただきます。

委員、ありがとうございました。ご発言いただいたことで、非常に広く深まったかなと感じました。

#### 4 府中市障害者計画の重点施策（案）

#### 5 府中市障害者計画・障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期） 計画の体系（案）

##### ■会長

続きまして、議事の4番目「府中市障害者計画の重点施策（案）」について、事務局からご説明お願いいたします。

##### ■事務局

次期府中市障害者計画の重点施策について説明させていただきます。「資料4 府中市障害者計画の重点施策（案）」をご覧ください。また併せて、薄緑色の現行計画書の第3章、72ページから76ページをお開きいただきたいと思います。

まず、先ほどの資料3-2の修正について、委員ありがとうございました。資料4の修正を先に申しあげさせていただきます。資料4の1ページ目をご覧ください。二つ目の四角で囲わせていただいております、基本目標1のところなのです。「基本目標1、協働・連携で進める地域協」と協力の協としか書いていないのですが、こちらが地域共生のまちづくりが正しく、共に生きるという字のほうの共生に、協力の協を修正いただければと思います。まず修正のご案内をさせていただきました。こちらの修正をお願いいたします。

続きまして、次期障害者計画における重点施策を、資料4で記載をさせていただいております。現行計画にも重点施策があるのですが、今の基本目標や施策から、重点施策のつながりや達成が見にくいという問題点の具体的なご意見がありました。そちらを解消するべく次期計画では、基本目標に基づいて重点施策を挙げさせていただいております。資料4をご覧くださいと分かると思うのですが、今回、基本目標1つに対して、重点施策を1つないし2つお示しをさせていただきました。この点が現行計画と比較しまして、大きく変更した点になります。

委員の皆様におかれましては、今回、重点施策の案を出させていただいたのですが、重点施策の内容として、こちらで大丈夫かどうかご確認いただきまして、ご意見がありましたら、この場をお願いいたします。説明は以上になります。

##### ■会長

ありがとうございました。資料4は、本日初めて検討していただく資料になります。委員、どうぞ。

##### ■委員

重点施策ですが、障害福祉サービス事業所の調査の中で、確か8割の事業所が人材の確保を問題としているという結果が出ていたように、記憶しています。それを踏まえると、基本

目標1の「1 障害理解・意識啓発の推進」とともに、この基本目標1のところで人材の確保は、重点施策の中に入れなくていいのかなと思いました。

■会長

ありがとうございました。そうすると、この「障害理解・意識啓発の推進」ということだけでは収まらなくなるので、もう少し加筆が必要になるという感じですよ。

■委員

そうです。具体的には、「資料5 府中市障害者計画、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）計画の体系案」を出していただいているのですが、基本目標1の「(3) 地域における見守り・支え合いの推進」の「② 地域の福祉人材の確保」というのが、項目として挙げられているのです。ここには、重点がなくていいのかなということです。福祉人材の確保は、現計画にもあるのですが、現計画で充足できていないので、みんなが問題意識として持っているのであろうと思います。なので、アンケートにもそういう結果が出たということ踏まえれば、もう少し人材育成について、違うアプローチの仕方を提案していくことが必要なのではないかなと思います、これを重点施策に入れるべきではないかという意見です。

■会長

ありがとうございました。先ほどご検討いただいた資料3-2の4ページからが、この計画の基本目標と、それに対する少し細かな説明になっています。ここの中にも事業所、人材の育成が入っているのです。そうすると、理解や意識啓発だけではなく、人材確保、育成も入れるべきだということですね。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

■委員

すいません。

■会長

委員、どうぞ。

■委員

その前に、なぜこの重点施策を選ばれたのか、事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。

■会長

事務局からご説明お願いいたします。

## ■事務局

なぜこの内容を今回、重点施策として入れたかということなのですが、現府中市障害者計画の72ページが、現計画の重点施策となっております。それを踏まえまして、今回、資料5の体系から特に、委員から言われて非常に私も、言いづらくなってしまったところがあるのですが、前回の計画から継続性を持って、重点施策としてやらなければいけないだろうというものを、今回取り上げさせていただいたところがございます。

その中で、理解・意識啓発等につきましては、特にアンケート調査からもありましたように、障害のある方たちが実際に理解されているかに関しては、非常に理解が薄い。一方では、何か手助けをしたいとか、そういったことがあった場合には、やりたいという市民の方がいらっしゃる。非常にミスマッチが起きているのかなというところがありましたので、資料4の1番については、障害理解・意識啓発をしっかりすることが、まずは重要だろうというところで、重点施策として選ばせていただいているところがございます。

2ページ目の「2 各機関の連携の一層の強化」につきましても、現計画で課題として捉えているところございまして、計画を少し継続して実施していきたいというところがございます。「3 就労支援事業の強化」につきましても同じような状況で、今回も重点施策とさせていただきます。

「4 差別解消へ向けた取り組みの強化」につきましては、差別解消法の成立、施行されて、初めての計画策定というところで、差別解消法の中では、いろいろな考え方、また、気付きもありましたので、改めてしっかりと計画の中に位置付けて、取り入れていきたいというように考えております。

あと、「5 権利擁護の推進」につきましても、前回と同様に、やはり継続して取り組んでいきたいというところです。6番につきましては、今回新しく「基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの構築」ということで、新たな事業、重点施策としていただいたところがございます。

「7 地域生活支援拠点の運営」につきましても、前回の計画と同様にやはり継続をさせていただいております。8番、最後につきましては、こちら「児童発達支援センターの整備」ということで、今、整備計画を策定しているところがございます。生まれたときから成人になるまでの一貫した切れ目のない障害福祉サービスの提供というところで、児童発達支援センターの整備の計画がございましたので、今回新たに重点施策として掲載させていただいているところがございます。

全体的にご説明させていただいたのですが、重点施策の表現については、今回は資料5の中で、重点施策として特にこれに力を入れていこうという、分かりやすい表現に変えたところがあります。現計画72ページでは、相談支援機能の充実の中で、(1)、(2)、(3)を重点施策とするということで、言い方が適切ではないのかもしれないのですが、ちょっとぼやけている感じもありました。今回はそれぞれ、体系図のこの項目を重点的にやっていくのだというところで、しっかりと方向性を出していきたいというところがございます。

まとまってない説明になってしまったのですが、その中で、先ほど委員のご指摘いただいた点について、アンケート調査等で人材の確保がままならないということ、事業所からの声が上がっているということ。特にこのコロナ禍の中でも、その声が聞こえているところですので、検討が必要だなというところでございます。

説明がまとまらない状況ですが、現計画でより一層重点施策として明確にしなければならぬものを継続し、新規のものについては、新たに強化していくという形で、今回、重点施策を選ばせていただいたところでございます。以上でございます。

■会長

ありがとうございました。そうしますと、次の5番目の議事の資料5の計画の体系と資料4の重点施策を、一括でご検討いただくのが、寧ろ効率的かなというふうに思いましたので、よろしいですか、そういう進め方で。

■事務局

よろしく申し上げます。

■会長

この資料5の体系を見ていただくと、一番左側の1というのが、基本目標になっています。それで、その次にある括弧付きの数字の中から、重点施策として挙げられているものが選ばれているという関係になっているということですよ。そうすると、皆さんには、この1から6までの一番左側の基本目標に対して、重点施策としてどれを挙げたらいいかという観点から、ご意見いただくと良いのでしょうか。必ず1つの基本目標から1個という関係にもなっていないようなので、多分先ほどの委員のご意見を反映させるとしたら、基本目標「1 協働・連携で進める地域共生のまちづくりの推進」の中からは、(1)と(5)を重点施策として取り上げるというふうに整理すれば、人材の育成も入ってくる。そのような関係になるのでしょうか。この2つを1個にまとめて見出しを付けるのも、私は無理かなと思っていたものですから、だったら、2つ並べた方が整理しやすいかなと思いました。だから、どれを重点施策として挙げるかという観点で、ご意見をいただけたらと思います。いかがでしょうか。だとしたら、委員はどういうのがいいと思いますか。

■委員

人材の確保ですよ。

■会長

(1)と(2)を重点施策とするか、(5)か。

■委員

恐らく全部重点施策として必要なところだとは思いますが、アンケートの結果を反映するということであれば、福祉人材の確保、育成というのは、喫緊の課題なのだろうと思っているので、その部分は重点施策として入れていいのではないかと思います。

■会長

ありがとうございます。ですから、(1)の「① 障害理解・意識啓発の推進」と(5)の「② サービス提供に携わる事業所・人材の育成」を入れてはどうかという整理ですね。ありがとうございました。

■事務局

会長、すいません。

■会長

はい。

■事務局

1点、補足させてください。委員も仰っていただいたのですが、あくまでも重点施策ですので、ここに載っている施策を展開しないということではございません。施策は引き続きやるのですが、行政が仕事を進めるうえで、まずはクリアしなければいけないもの、先ほどご意見ありましたが、予算的なものとか、いろいろなものに影響するところなのかもしれないですが、やはりしっかりと意思表示として、重点施策をまず今期はやっていく。また、その重点施策を明確にすることによって課題が見えてきたときに、足りないところがより分かるような状況もつくるためにも、この重点施策で、この計画を推進させていただきたいということです。他の施策につきましても、継続するものはしっかりとしていきますので、そのところは一応、ご説明をさせていただきたいと思います。以上でございます。

■会長

ありがとうございました。ここにあるのは全部計画には載るといことでしょうか、重点施策として項目を出した方がよいものが、本日の事務局案ということです。ただ、ここにもう一個加えた方がいいのではないかというご意見の出し方は、よろしいわけでしょうか。

■事務局

今、委員からいただきました人材の確保につきましては、皆さまのこのご協議の中で、皆さん同意といったものがあれば、今回、その意見を一度事務局で検討させていただきます。重点施策に加えるかどうかは、改めて検討をさせていただきたいと思います。以上でございます。



ます。

#### ■会長

分かりました。あまり全部挙げても、メリハリがつかなくなるので、事務局案に加えて、これだけは入れたほうが良いのではないかというようなご意見があったら、出していただきたいです。委員、どうぞ。

#### ■委員

もしこういうように重点に入れた場合、今ここで思い付く限りで結構ですけど、どういう方法で確保するか。それから、どういう方法で育成するかということについてのイメージを教えてくださいたいと思います。今分かる範囲で結構です。

#### ■事務局

まず、この人材の確保について、どういうものが問題になっているのかというのは、間違っていればご指摘いただきたいのですが、当然、労働条件とかそういったものが基本的になるのかなと思っております。とはいえ、実際に労働条件を改善するのに、基礎自治体はどこまでできるのかということがあります。これはもう予算的なものになります。

ただ一方で、現在、今できることとして、効果があるかどうかということではないのですが、人材がどれだけ足りていないのか、本市は果たして広報していたのだろうか、本市の事業所がどういった状況で運営をしているのかということ、過去に明確に広報したのかどうか。勉強不足であれば申し訳ないですが、私は明確な記憶がありません。やはり人材の確保というところ言えば、事業所の働く状況、現状を改善していくというのは当然なのですが、その前に基礎自治体としてやるべきことはしっかりとやるということを、今、イメージしているところでございます。以上でございます。

#### ■委員

私は、これは国の、大きな課題ではないかと思っています。府中市がこの先数年間でやる重点施策としては、どうなのかなと私は疑問符が付くのです。今回に関しては重点施策に挙げないのは、私は、課長を中心とした市の判断で結構だと思いました。以上です。

#### ■会長

ありがとうございました。この人材の確保を考えますと、市だけが取り組めばいいのかなというのが、正直な感想です。だから、この計画そのものが、確かに市の計画ではあるのですが、やっぱり事業者が取り組む分野とか、市民が取り組む分野とかあるのではないのかなと思うのです。なので、そういう計画の書き方もありなのではないかと思いました。

もう全部、市がやってくださいみたいな話ではないと思います。なので、もし人材の確保

を重点項目に挙げるとしたら、事業者として取り組むべきことは何かとか、市も当然あるの  
でしょうが、そういう視点で実際の中身を書いていかないと、変な話になってしまわないか  
なというのは感じますね。検討しますということなので、事務局に、どうようにするか  
はご検討いただけたらと思います。他にいかがでしょうか。委員、どうぞ。

#### ■委員

本当にこういうふう文章にしてしまうと、とても難しいのですけれど、一般の8割の方が  
障害のある方に手助けをできますよと言って、障害者の方も手助けしてほしいという  
方がいらっしゃる。そこを地域の中で、どうやって結び付けるかということなのですが、地  
域の中には自治会もあり、とても細部になってしまいますけど民生委員もいます。まず、具  
体的には障害を持った方のケアする方が、そういう自治会長なり、民生委員にも言ってくだ  
さっていいのですが、こういう人がいるので助けてください、協力してくださいということ  
を言っていただく。そうすると、情報を出していただくということで、少しずつつながって  
いけるのかなと思うのです。それが「団体・機関のネットワーク化」という言葉になるのか。  
なかなか障害のある方は情報を出されないので、地域の中でつながろうと思ってもつな  
がる機会がないという状態になっています。もう少し障害のある方も地域の中に進んで出  
ていかれて、情報を出していくということも必要かなと思います。

#### ■会長

そうすると、どれを重点施策に挙げたらいいというご意見でしょうか。

#### ■委員

基本目標1の(3)「④団体・機関のネットワーク化」です。重点施策とまでは言わない  
ですが、ネットワーク化というか、地域の中で見守り、支え合いの推進ということの中で、  
そういうことができていくと、障害者の方が地域の中でつながって、見守りも受けられる仕  
組みにできるかなということです。いいでしょうか。

あと1点、「障害理解・意識啓発の推進」という重点施策があります。この中で、チラシ  
やリーフレットを活用してと仰っていますけど、文化センターなどに、のぼりとか横断幕と  
かそういうものを掲示して、基本目標、基本理念というものを表示していく。それを来た方  
たちが常時見られるという形も、啓発の一つの手段かなと思います。そういうことは考えら  
れていますでしょうか。

#### ■会長

重点施策の具体的な中身についてのことになりますかね。

■委員

そうです。

■会長

今のご意見は多分、後でそういった中身の議論になると思います。そのときにもう一度ご発言いただいてよろしいですか。まずは、重点施策について、どういう項目を挙げたらいいかというご意見を今いただけると、ありがたいです。委員。

■委員

さっきの人材育成の話にも少し絡むのですが、まず1つは、ちょっと気になっていることとして、資料4の5ページですね。基本目標5の「7 地域生活支援拠点の運営」が、重点施策に挙げられていますが。これ、地域生活支援拠点の運営でいいのか、「等」が入らないのかなというのを、実は気にしていたのです。今の障害者計画も地域生活支援拠点となっていて、「等」は入ってなかったのですが。

今、自立支援協議会の「相談・くらしの部会」で、この地域生活支援拠点等のことをまさにいろいろ議論しています。その中では、いろいろな文章に「等」を付けて話をしているのです。それは、府中市が地域生活支援拠点等に関しては、面的整備をやっていくという方針を打ち出されていたことがあります。イメージとして、ある一つの機関が単独で担うというよりは、地域生活支援拠点等のような機能を持っているところを、面的に市内の中で整備していくという感じなのです。ここが担う場というはっきりとした枠組みがあるというよりは、その機能を担える人たちを市の中で、面で増やしてくと自立支援協議会でも話しています。「等」を付けておいた方が、この機能を少し周辺のなものまで含めてイメージできるのかなと思っていたのです。なので、ここは書かれ方として、「等」は入っていた方が良いと思います。

それで、例えば自立支援協議会の地域生活支援拠点等の話をしている中で、地域のニーズとか課題を整理するという話において、やっぱり人材育成、人手の確保という話は出ています。地域生活支援拠点等の機能としても、そのことにも取り組む必要もあるのではないかという議論も出てきているのです。まだ、これは全部まとまった話ではないのですが。

なので、人材育成に関しては、1つ重点項目として挙げるのが難しいのであれば、今いくつか挙がっている重点施策の中に、人材育成の要素が必ず含まれるということ、それぞれの説明の中に入れていただくことも必要になるかなと思います。例えば、4ページの「6 基幹相談支援センターを中心とした相談支援ネットワークの構築」では、基幹相談支援センターの機能の中には、人材育成等の言葉も入っていたりします。重点施策の中でも、人材育成というものに取り組んでいくということが、書けるものには書いていくということも1つ、やり方かなとも思いました。以上です。

■会長

ありがとうございました。具体的には、生活支援拠点に「等」を入れるということによろしいでしょうか。

■委員

そうですね。そこは何か市のほうでお考えがあるのであれば、説明していただきたい。

■会長

いかがでしょうか。どうぞ。

■事務局

ご意見ありがとうございます。ここは、「等」で統一をさせていただきたいです。今、担当レベルでも確認をしましたが、こちらは、「等」入れた方が正確だと思っております。申し訳ありません。ありがとうございました。

■会長

他にいかがでしょうか。副会長。

■副会長

人材確保の件に関しては、ぜひ重点項目には入れてほしいと思っています。今、福祉施設全体だと思うのですが、本当に障害者施設でも採用する段階で人を選べるような状況は、まるでない状況です。来た人を、平気かなと思うような人でも採用するしかない。こういう言い方したら失礼ですが、採るしかないという形で働いている人が結構いるのです。このことに関しては、将来的に福祉施設自体が存続していけるのかどうかという、結構緊急な課題と思っています。やはり財政的なところもあるし、施設としてどうやっていくかということもあると思うのですが、ここは大きな1つの課題として取りあげた方がよいと思いますので、ぜひお願いしたい。

もう1つ。現計画の重点課題で、グループホームの誘致とか、そういう形で出ていたと思います。先ほどの話にも出ていた、親亡き後といったことで、ここ2、3年で、うちの施設からもグループホームに入れなく、都外の施設に行かれたということが2件ぐらいありました。それ以外でも、グループホーム自体は増えてきていて、結構軽度の人が入れるのです。ここに軽度とか重度と書いてしまうと、問題になるかもしれないのですが、本当に障害の重い方は入れない状況がずっと続いていることは、確かなのです。身体の重度の人のグループホームを作っていこうと書いていても、なかなか運営的に成り立たなく、できていかないのが現実です。この先、グループホームという形で、全ての人を受け入れていけるのかは、とても不安というか、難しいのではないかと思ったのです。だから、グループホームに関して

も、大きな重点課題なのではないかと思っています。

あと、資料5の「基本目標2 障害のある人の社会参加の推進」の「(3) 就労への支援」の「④ 職員採用資格試験の実施」というのは、府中市の話ですか。これ、質問したいなと思いました。昨年、行われた採用資格試験の実施のことなのでしょうか。これは多分、駄目だと言われると思うのですが、この就労への支援のところで、府中市として障害を持った方の就労を促進するというか、まだ府中市の中でも法定雇用率には達してないと思うので、その辺を府中市の計画なので、計画の中で触れてもいいのではないかなと思います。職員採用資格試験のとこだけ質問したいです。

■会長

「④ 職員採用資格試験の実施」はどういう意味合いか、ということをお聞きすればいいのですか。

■副会長

はい。

■会長

事務局、よろしいでしょうか。

■事務局

こちらの「④ 職員採用資格試験の実施」につきましては、市職員の採用ということでの事業、資格を考えております。以上です。

■会長

ありがとうございました。それと、グループホームの確保は重点施策に挙げたほうがいいというご意見ですか。今回の資料を見ると、グループホームは出てなく、地域での住まいの確保を挙げるという感じになりますかね。

■副会長

前回のときも体系には入ってないのです。この体系の中にもグループホームという名前が出ていません。

■会長

そうなのですか。

■副会長

それだけど、現計画の重点項目には入っていて、多分この資料5の中だと、基本目標5の(2)の「② 地域での住まいの確保」のところに、グループホームの施策が入ってくるみたいですよ。

■会長

そうですね。

■副会長

グループホームは意見です。

■会長

時間になってしまったのですけど。委員。

■委員

どうしても気になったので、先ほどの地域の福祉人材の確保のところですよ。大項目では、「(3) 地域における見守り・支え合いの推進」というところで、「② 地域の福祉人材確保」ですよ。障害福祉サービスとか制度では担えない部分を、地域の方々が力を付けていただいて見守るケースとか、そういった人材を育成していこうという意味なのかなと勝手に捉えていました。そこが職員というか、福祉の専門職を育てていくのか、地域の人たちを育てていくのかという違いが、どちらかなと思いました。もし専門職を支えていくということであれば、その下の「(5) 障害福祉サービス事業所への支援及び協働」に、人材の確保みたいなものを入れた方が、整理が付くのかなという気がしました。

■会長

ご質問ということですか。

■委員

そうですね。質問を含めてですが、どちらの意味で捉えているのか。

■会長

最初のご説明だと、地域の福祉人材の確保というのは、アンケートでいろいろ役に立ちたい人が多いということから、要するに、インフォーマルでそういう人たちを増やしていったら、例えば興味がある人は、事業所の職員になるというつながりもあるのではないかというお話でした。そういう意味合いかなと私は理解していましたが、事務局、いかがでしょう。

## ■事務局

地域の担い手ということで、委員のご意見につきましては、この基本目標1の(3)「②地域の福祉人材の確保」のところで整理をしていくことが必要かなと思います。人材が非常に少ないということでは、非常に重要だというご意見をいただきましたので、重点施策かどうかかも改めて検討するのですが、「(5) 障害福祉サービス事業所の支援及び協働」に新規項目として整理してあげるのかというところで、私も整理が必要だなと思いました。そこは、改めてこの体系図を修正して、皆様にお見せできるようにしたいと思います。また、地域の福祉人材の確保につきましては、これは啓発事業とリンクしながら、事業所の皆さんに対して、インフォーマルなところで協力をいただいけませんかと、広報にもつながっていくと感じたところがございます。

一方で、本当に正規の職員となりますと、基礎自治体でも限界がございます。場合によっては、都、国に要望しながら、就労環境を改善してほしいといった要望の働きかけになっていくのかなと考えています。以上でございます。

## ■会長

ありがとうございました。もう時間が過ぎてしまったのですが、大体よろしいでしょうか。資料4の「1 障害理解、意識啓発の推進」の中に、「差別の解消を推進するために」とあるのですが、差別解消は別項で書かれています。差別の解消は、パンフレットだけでは、とても内容が薄い気もするので、ここは、この中から外して差別の解消にまとめてしまったほうがいいのではないかなと思いました。あと今、課長のお話聞いていて、そうだなと思ったのは、ここの文章はどうしてもイベントとパンフレットと少し内容が薄いので、先ほどの地域の福祉人材みたいな形で地域住民が障害福祉に、インフォーマルな形で参加してもらうような取り組みを進めるみたいなのを入れていただくと、より取り組みとしては強まるかなという印象を持ちました。

十分に皆さんご検討いただく時間を取れなくて申し訳なかったのですが、一応ここまでご検討いただいたとさせていただいてもよろしいでしょうか。時間切れの感じもあるので、後で何かこういう意見を本当は言いたかったと、事務局に伝えるような機会というのは、ありますでしょうか。

## ■事務局

内容が多岐にわたりまして、2時間でなかなか収まらないところがございます。もしご意見等ございましたら、メール等でも構いませんので、ご意見頂戴出来たらと思います。もちろんお電話でも構いません。また、この後でも少し会場にいますので、ご意見いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

## 6 その他

### ■会長

ありがとうございました。追加で意見表明していただく時間を確保していただきましたので、そちらでお願いします。じゃあ最後に「6 その他」お願いいたします。

### ■事務局

(※ 事務連絡)

### ■会長

毎月のご参集で皆さんも大変かもしれないですが、この期間で資料を整える事務局のご苦労も並大抵のものではないと推察しているところです。時間が過ぎてしまい申し訳ありませんでした。活発なご議論いただいてありがとうございました。これで、協議会を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。